

常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託仕様書

第 一 章 総 則

(趣旨)

第1条 本仕様書は、常総市（以下「委託者」という。）が設置した水海道浄化センター、高野汚水中継ポンプ場、各マンホールポンプ場、水海道下水道樋管、鬼怒川水管橋、内守谷浄化センター及び玉台排水機場（以下「浄化センター等」という。）の維持管理委託業務を適正かつ円滑に運営するため、その業務要領を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、本業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、浄化センター等のもつ機能を十分発揮できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類（受託者提出の維持管理計画書を含む）に基づき、能率的、経済的、かつ安全に業務を履行する。

2 浄化センター等からの放流水質は、下水道法、水質汚濁防止法及びそれらの関連法令が定める水質基準を遵守する。

BOD、SS、n-ヘキサンについては、次の値を放流目標水質とする。

BOD 10mg/l以下

SS 15mg/l以下

n-ヘキサン（鉱油類含有量） 3mg/l以下

n-ヘキサン（動植物油脂類含有量） 8mg/l以下

3 浄化センター等の運営にあつては、効率よく運転管理を行うとともに、その運営は委託者と打ち合わせの上、無駄な経費がかからないようにする。

また、電力については流入水量に対して過度の使用にはならないようにする。

(浄化センター等の運転管理業務の内容)

第3条 業務内容は、次の通りとする。

- (1) コスト縮減に努めた浄化センター等の運転計画及び保守計画の策定
- (2) 運転管理の報告書（機器類の運転操作）の作成
- (3) 保守管理業務の報告書（機器類の点検を実施した日報、月報、年報等）の作成
- (4) 良質な水質を確保するための水質試験（法令に基づく分析は除く）の実施
- (5) 汚泥処理業務（運搬・処分は除く）の実施 ※含水率は脱水汚泥85%以下を目標値とする。
- (6) マンホールポンプ場の管理
- (7) ユーティリティ（ガス・水道・電話・薬剤・消耗品）の調達及び管理
- (8) 施設の修繕計画の策定と実施
- (9) 緊急時の運転操作
- (10) 年2回以上の施設内の除草作業等の環境整備

- 2 運転計画については、機器の状態及び運転管理状態を傾向的に把握し、今後の施設の変更や、流入水量の変動に対応できる運転計画を策定すること。
- 3 浄化センター等については、水質汚濁防止法を遵守するのは基より、目標水質を満足するような運転及び調整を実施すること。また、その運転方法については経費の掛からないよう効率的に行うこと。水質試験については、目標水質を得るために必要な分析項目・分析頻度・試料採取場所を定めて行うこと。
- 4 汚泥処理方法については、水処理で発生した汚泥は速やかに系外へ移送する。また、臭気の発生には十分留意し、発生した脱水ケーキについては速やかに処分を依頼すること。

(浄化センター等の維持管理業務の内容)

第4条 浄化センター等の維持管理業務について、設備機器の故障事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を全うもしくは延命することを考慮し、受託者は業務の遂行に際しては、委託者に維持管理計画書を提出し、計画及び内容等の承認を得るものとする。

維持管理計画書で定める事項は次の通りとする。

- (1) 維持管理体制及び業務履行体制
 - (2) 安全衛生管理体制
 - (3) 運転管理業務実施計画
 - (4) 保守管理業務実施計画
 - (5) 修繕業務実施計画
 - (6) 水質管理実施計画
 - (7) ユーティリティ調達計画
 - (8) 環境対策実施計画
 - (9) 緊急時対応
 - (10) その他計画及び活動
- 2 点検により異常を発見した場合は、その都度委託者に報告し、施した措置についてもその経過を報告すること。
 - 3 小規模修繕については、各種機器の機能・使命・耐用年数を十分理解した計画を策定すること。

(対象施設)

第5条 委託対象施設は、特記仕様書のとおりとする。

(業務総括責任者の選任)

第6条 受託者は、下水道管理技術認定試験合格者、または下水道法施行令第15条の3の該当者、もしくはこれらと同等の能力を有する者のなかから、本業務の総括責任者を選任する。

(業務総括責任者の職務)

第7条 業務総括責任者は、契約書、仕様書その他関係書類(受託者提出の維持管理計画書を含む)に定められた事項の範囲内において、業務の円滑かつ適正な執行のため、次の事項を行う。

- (1) 業務の目的の明確化、内容等の具体化、効果的且つ経済的な運転計画及び保守計画の立案
- (2) 業務執行上の必要事項について、委託者との協議及び日常の業務執行状況の報告
- (3) 施設の修繕計画、運転方法等の改善の提案と協議
- (4) 事業所の最高責任者として業務従事者の指揮及び技術の向上
- (5) 事故防止を最優先とした労働安全体制の確立と推進

(安全の確保)

第8条 受託者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」、その他災害防止関係法の定めるところにより、常に安全衛生管理に必要な措置を行い、労働災害発生の防止に努める。

- 2 受託者は、緊急連絡体制を維持管理計画書で明確にし、受託者の責任において、安全衛生管理を実施する。
- 3 受託者は、業務履行にあたり適切な業務方法の選択で、感電、爆発、酸素欠乏、有毒ガス等の事故防止対策を施し、十分な業務従事者の配置を行い、事故防止に努める。
- 4 受託者は、業務履行中に事故が発生した場合は、人命を第一に考え応急処置を行い、直ちに維持管理計画書の緊急時連絡体制に沿って委託者に速やかに報告するとともに、関係機関へ連絡する。
- 5 受託者は、事故発生後速やかに事故発生の原因、被害状況、経過及び処置状況などについて記載した事故報告書を委託者に提出する。
- 6 安全衛生管理上障害が発生した場合は、受託者は対策を策定し、委託者に報告及び協議のうえ、速やかに対策を行うものとする。
- 7 万が一運転管理操作の業務中に労働災害が発生した場合は、受託者の労働災害保険を適用するものとする。

(緊急事態発生時の対応)

第9条 業務総括責任者は次の各号に該当する緊急事態が発生及び発生する恐れがある場合には、速やかに委託者と関係連絡先に報告及び協議し、通常の業務履行体制を超えて業務従事者を召集・待機させ、緊急の対応を行う。

- (1) 警報が発令される恐れがある場合
- (2) 停電が長時間になった場合
- (3) 原因不明のトラブルにより、施設の運転が出来ない場合
- (4) 震度4を超える地震が発生した場合
- (5) 異常気象や台風等による大雨が予想される場合
- (6) その他、施設の運転管理に重大な支障が生じた場合

- 2 大雨・台風等の自然災害及び下水道処理機能に重大な支障を生じた場合等に備え、業務従事者の非常招集ができる体制を確立すること。また、あらかじめ維持管理計画書にその体制を定め、委託者に提出し、承諾を得ること。
- 3 緊急事態が発生した場合は、委託者に連絡するとともに、維持管理計画で定めた緊急連絡体制に従い、業務総括責任者の指示のもと、速やかに業務従事者を所定の場所へ配置し対処すること。ただし、受託者の善管注意義務をもってしても対応できない不可抗力については除くものとする。

（受託者の義務）

第10条 受託者は、業務の履行にあたっては、運転計画・保守計画の遂行に必要な関連法令等を遵守する。

- 2 水質汚濁防止法等の水質基準に適合するような運転管理を行う。
- 3 施設・機器の延命・コスト削減に努めた保守管理を行う。
- 4 施設に異常の問題が発生した場合は、速やかに委託者に通報連絡し、指示を受け、適切な処置を行う。

（提出書類）

第11条 受託者は、業務の着手14日前までに、次の書類を2部提出する。

- （1）着手届
- （2）業務総括責任者選任届
- （3）法定資格者選任届
- （4）維持管理計画書
- （5）施設使用届
- （6）その他委託者と受託者の協議により必要とされる書類

（創意工夫）

第12条 受託者は、業務の履行にあたり、常に最新の水処理技術及び効果的な施設の運転方法を学び、創意工夫を心がけ、当該施設に適した効率的な施設の管理を行い、省エネ・省資源によるコスト縮減に努めること。なお、施設の改変に及ぶ場合は、委託者と協議した上で実施すること。

（責任分担及び賠償責任）

第13条 契約期間中に生じた業務上の事故等による責任分担及び賠償責任は、維持管理上の不備・誤操作等による機器の破損・故障等は、受託者の一切の責任において速やかに補修又は取替え及び諸問題の解決を行うとともに、委託者に報告すること。リスク分担については、別表リスク分担表に記載のとおりとし、その程度や具体的内容については協議によるものとする。

- 2 設計・施工・材質及び構造上の欠陥並びに受託者以外の者により発生した維持管理上の不備・過失及び天災事変・不測の事故による場合は委託者の負担とする。
- 3 受託者は、上記の場合に備え賠償責任保険に加入するものとする。

第 二 章 運 転 維 持 管 理 業 務 実 施 要 領

（運転計画及び業務計画）

第 1 4 条 受託者は、毎月末までに翌月の月間運転業務計画及び月間保守業務計画を作成し、委託者の承認を得る。

（各機器の運転）

第 1 5 条 受託者は、各種機器の機能、使命を十分理解し、月間運転業務計画に沿って一切の運転操作を適正に行う。

- 2 管理上、必要な措置を講ずるため、施設の全部または主要部の運転を停止するとき及び再開するときは、委託者の承認を得る。

（点検及び補修・整備等）

第 1 6 条 受託者は、各種機器の機能・使命・耐用年数を十分理解し、月間保守業務計画に沿って一切の機器の日常及び定期点検を適正に行うこと。受託者が実施する小規模修繕は、業務従事者が一般工具で作業が行える範囲のものと、受託者提出の見積り金額が 1 件あたりおおむね税抜 1 5 0 万円以下の突発又は計画した修繕とし、小規模修繕及び計装設備点検は累計税抜 1, 2 0 0 万円／4 年間の範囲で実施すること。脱水機の定期点検（労働安全衛生規則第 1 4 1 条第 1 項に規定される自主点検）は年 1 回以上実施すること。また、上記修繕及び点検を実施する場合は、委託者に報告すること。

- 2 受託者は、年度毎に修繕計画を立て、委託者と協議の上実施し、委託者に報告書を提出するものとする。
- 3 想定外の故障等が発生した場合には、委託者と協議の上、年度毎の修繕計画を変更し、実施できるものとする。

（業務報告）

第 1 7 条 受託者は、業務実績を明らかにするため、業務日報により報告する。

- 2 月間管理実績、点検整備、修理造作、支給品使用状況、故障報告等の各報告、その他委託者と受託者による協議の上定めた業務の報告書を正確に遅滞なく提出する。

（有資格者による作業）

第 1 8 条 有資格者を必要とする作業を行う場合は、関係法令に従って有資格者が取扱い作業を行い、保護具の使用等、その取扱いに十分注意する。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (2) クレーン運転（5 t 未満）特別教育修了者
- (3) 玉掛け技能講習修了者
- (4) 乙種4類危険物取扱者
- (5) 第2種電気工事士

（火災の防止）

第19条 受託者は、火元責任者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努める。

（盗難等の防止）

第20条 施設内への侵入者及び設備機器・工具等の盗難の防止については、施錠等により十分注意する。

（整理整頓）

第21条 受託者は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を常に清潔の心掛け、清掃並びに整理整頓に努める。

第 三 章 そ の 他

（事務室等の使用）

第22条 職務執行に必要な事務室、駐車場及び市設置の備品等（以下、事務室等という）は、契約期間中無償で貸与する。

2 事務室等の使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合には、受託者の費用で直ちに修復する。

（完成図書、工具類）

第23条 業務履行上必要と認めた完成図書、特殊工具等は委託者が貸与する。

- 2 受託者は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておく。
- 3 貸与品を損傷、または紛失した場合には、受託者がこれを弁済する。
- 4 点検整備、小規模修繕に必要な小型工具類や測定機器類は、原則として受託者の負担とする。

（委託者の経費負担並びにユーティリティの調達管理）

第24条 維持管理に使用する消耗品・修理用部品の発注に際しては、運転状況より判断し、過不足無く調達し、一括購入等によりコスト縮減に努めるものとする。

業務上必要とされる経費及びユーティリティは以下に示すものとし、受託者が負担する。

- (1) ガス料金
- (2) 水道料金

- (3) 電話等料金
 - (4) 油脂類（補充液，交換用のオイル，グリス等）
 - (5) 薬品費（滅菌剤，高分子凝集剤，水質分析用試薬等）
 - (6) 受託者が業務に使用する車両経費
 - (7) 作業服・安全衛生用具及びその他業務従事者に係る経費
 - (8) 日常用品・事務用品等
 - (9) 消耗品（ウエス，ボルト，ナット，パッキン等一般汎用品，点検用工具，水質点検機器）
 - (10) 除草作業に関する費用（除草作業・処分に係る経費）
 - (11) 1件あたりおおむね税抜150万円以下の小規模修繕
 - (12) 計装設備点検
 - (13) 脱水機の定期点検（労働安全衛生規則第141条第1項に規定される自主点検）
- 2 受託者が負担するユーティリティに関し，経済情勢等に影響される価格水準が変動した場合、また消費税等において税改正が行われた場合の委託料に関しては，委託者と受託者による協議の上委託金額を変更することができる。
- 3 実流入水量が想定流入水量と比べて±5%を超えた場合，±5%を超えた範囲について高分子凝集剤，滅菌剤に関する委託金額を変更することができる。
- なお，想定流入水量については，特記仕様書のとおりとする。

（業務従事者の服装等）

第25条 受託者は，業務従事者に安全で，かつ清潔な服装をさせ，態度等について部外者から非難を受けないようにする。

（業務従事者の保健衛生管理）

第26条 受託者は保健衛生管理の万全を図るとともに，常に清潔に保つよう努める。

（期間満了による引き継ぎ）

第27条 契約満了時の後継者への引き継ぎは，契約満了の1ヶ月前から契約満了日までの間，受託者により業務の引き継ぎを無償で実施すること。

（雑 則）

第28条 運転等に関わる資料の提出を委託者が要求した場合，受託者は速やかに応じること。

（補 則）

第29条 本仕様書に疑義を生じた場合は，委託者と受託者による協議の上定めること。また，指示されていない事項であっても運転操作上当然必要な業務等は，良識有る判断に基づいて行わなければならない。